

タクシーメーター装置検査に係る「理由書」及び「車両変更届」の提出について

1 タクシー運行会社が「様式2理由書」の提出を要する場合

タクシー運行会社等は、タクシーの事故・故障等を理由としてタクシーメーター装置検査の指定検査日に受検できないこととなった場合、必ずタクシーメーター修理事業者にその旨連絡の上、次表の(1)又は(2)のいずれかによって後日受検してください。

(1)	指定検査日の属する月の末日までに、静岡県計量検定所検定課へ検査対象車両を持ち込みして受検する。
(2)	ア <u>上記(1)のとおりできない場合は、静岡県計量検定所検定課宛て「様式2理由書」を提出の上、翌月の検査日に必ず受検する。(※「様式2理由書」の提出は、FAX送信で構いません。FAX送信した場合には、原本を改めて郵送する必要はありません。)</u> イ <u>上記アのとおりとした後、装置検査を受ける前にタクシーメーターを使用したい場合は、届出修理事業者に連絡の上、必要に応じてタクシーメーターの点検(器差検査)を受けてください。(※届出修理事業から「装置検査申請中証票(シール)」の貼付を受けることにより、装置検査又はその証票に記された受検期限までの間、暫定的にタクシーメーターを使用できます。)</u> (注) 検査対象車両の故障・破損等によって、当該車両を継続的に使用しないこととする場合は、「様式2理由書」ではなく休車として「様式3車両変更届」を提出してください。

2 タクシー運行会社が「様式3車両変更届」の提出を要する場合

タクシー運行会社等が、車両の差替(代替)、増車、減車、休車、号車(無線)番号変更又は自動車登録番号・車両番号変更を行った場合は、速やかに静岡県計量検定所検定課宛て「様式3車両変更届」を提出してください。

(1) 報告時の注意事項

ア FAX送信で構いません。FAX送信した場合には、原本を改めて郵送する必要はありません。

イ 車検証、一時抹消登録証明書又は登録識別情報等通知書の写しの提出は不要です。

(2) 報告後の注意事項

ア 休車届出後に運行を再開する場合は、必ず再開前に修理事業者へ連絡してください。その際、既に装置検査の有効期限を経過している場合には、タクシーメーター装置検査を受ける必要があります。

イ 廃車する車両の「装置検査済証」(A5版ピンク色)は、破棄してください。